

No.	種別	起業者	事業名	申請年月日	処分年月日	事務に要した日数 (補正期間を含む)	徴収手数料	面積(m ²)		事業費(千円) (用地費及び補償費)	地権者数	取得完了 申出年月日	事前説明会 実施日	備考
								収用	使用					
-	22	豊田市	豊田市生涯学習センター前林交流館新設工事	H22.03.24	H22.06.29	98日	-	6,445.07	0.00	1,036,000 (148,340)	5	H22.10.27	H21.12.16	
1	24	公立陶生病院組合	公立陶生病院建替事業及び駐車場整備事業	H22.04.30	H22.07.06	68日	158,000	41,898.00	0.00	8,321,164 (280,000)	10		H22.03.02	
2	23	社会福祉法人 春生会	(仮称)特別養護老人ホーム「しょうなあさひが丘」整備事業 及びこれに伴う水路付替事業	H22.05.13	H22.07.23	72日	158,000	7,384.31	0.00	1,951,977 (95,857)	26		H22.04.08	
3	31	東浦町	東浦町学校給食センター新築工事	H22.06.14	H22.09.14	93日	158,000	9,018.99	0.00	1,898,190 (110,144)	13	H23.01.27	H22.04.27	
4	23	安城市	(仮称)二本木第1児童クラブ及び(仮称)二本木第2児童クラブ建設事業	H22.07.09	H22.09.14	68日	158,000	745.00	0.00	225,383 (100,083)	2		H22.06.17	
5	32	岡崎市	悠紀の里事業施設整備工事	H22.07.29	H22.09.17	51日	158,000	11,293.74	0.00	784,331 (226,000)	8		H22.06.09	
6	32	豊田市	四季の回廊整備川見地区駐車場整備事業	H22.08.10	H22.10.01	53日	158,000	5,565.50	0.00	61,874 (25,159)	5		H22.07.12	
7	24	豊川市	豊川市民病院移転新築事業	H22.08.30	H22.10.29	61日	158,000	41,875.94	0.00	24,960,000 (2,340,199)	1	H23.03.15	H22.07.26	
8	23	犬山市	犬山市楽田児童センター建設工事	H22.10.25	H22.12.24	61日	158,000	1,107.68	0.00	266,032 (84,000)	1	H23.02.16	H22.06.12	
9	23	安城市	安城市安祥中学校区福祉センター(仮称)新設工事	H22.12.03	H23.01.28	57日	158,000	4,242.00	0.00	993,500 (196,000)	3		H22.10.22	
10	23	豊明市	コスモス第3児童クラブ保全事業	H22.12.20	H23.02.04	47日	158,000	172.24	0.00	4,509 (3,926)	1		H22.11.30	
11	23	社会福祉法人 やまびこ福祉会	「生活支援センターやまびこ(仮称)」新築事業	H23.02.04			158,000	287.40	0.00	87,029 (38,505)	1		H22.11.22	
12	31	豊橋市	豊橋市嵩山地区農業集落排水事業嵩山浄化センター(仮称)新設事業	H23.03.30			158,000	2,502.00	0.00	434,839 (60,400)	2		H23.02.27	
13	23	社会福祉法人 せんねん村	認知症対応型老人共同生活介護事業 「せんねん村グループホームきら」(仮称)施設整備事業	H23.03.31			158,000	1,570.00	0.00	139,800 (21,500)	1		H23.02.15	
11 件			平成22年度認定分	平均所要日数	66.27日	-		0.00 134,107.87	0.00	41,164,628 (3,768,618)	79			
13 件			平成22年度申請分	平均所要日数	63.10日	2,054,000		0.00 134,107.87	0.00	41,164,628 (3,730,113)	79			

上段(建物)
下段(土地)

- ※
- 1 道路法(昭和27年法律第180号)による道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場
 - 21 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
 - 22 社会教育法による公民館(同法42条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法による図書館(同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。)
 - 23 社会福祉事業法による社会福祉事業若しくは更正保護事業法による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合
 - 24 国、地方公共団体等が設置する病院、療養所、診療所等
 - 31 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
 - 32 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
 - 35 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設